

県南広域振興局長告示第 144 号

土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成 18 年 11 月 28 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 (1) 土地区画整理組合の名称 前沢北地区土地区画整理組合
- (2) 事業施行期間 平成 17 年 3 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- (3) 施行地区 奥州市前沢区字新町裏、字大林寺下、字二十人町裏、字粟ヶ島及び字田畠の各一部
- (4) 事務所の所在地 奥州市前沢区字七日町裏 71 番地
- (5) 設立認可の年月日 平成 17 年 2 月 17 日
- (6) 変更の内容 市町村合併に伴う所要の整理
- (7) 変更認可の年月日 平成 18 年 11 月 2 日
- 2 (1) 土地区画整理組合の名称 水沢市桜屋敷地区(第 2 期)土地区画整理組合
- (2) 事業施行期間 平成 14 年 7 月 26 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (3) 施行地区 奥州市水沢区字桜屋敷の一部
- (4) 事務所の所在地 奥州市水沢区大手町一丁目 1 番地
- (5) 設立認可の年月日 平成 14 年 7 月 16 日
- (6) 変更の内容 市町村合併に伴う所要の整理
- (7) 変更認可の年月日 平成 18 年 11 月 3 日